

でっち上げ、歪曲、虚偽の自白…

村木厚子 検察に屈しなかつた

厚労省元局長

「壮絶な454日」

江川紹子
ジャーナリスト

上村勉元係長

「被告人は無罪」——十日午後二時の大坂地裁二〇一号法廷に、横田信之裁判長の穏やかな、しかし凜とした声が響く。傍聴席の最前列に陣取った報道陣が、第一報を伝えに、ドッと法廷を出て行く。その間に、裁判長正面の証言台から被告人席に戻る村木厚子・元厚生労働省局長は、弁護団や傍聴席の家族に向かって控えめに微笑む……ことにならう。

通常、事件の判決を事前に郵便不正事件で逮捕された厚労省元局長の村木厚子さん。執拗に「自白」を迫る検察に、村木さんは粘り強く無実を訴えた。それを支える家族の辯。公判では、杜撰な捜査、強引な取り調べが次々と明らかに——。キヤリアも

次号9月23日号は民主党代表選を詳報! 9月16日(木)発売定価350円です

に予想するのは難しい。なのにこのような書き出しになったのは、本件では、もはや無罪以外の判決はないからだ。

村木さんは、障害者団体が郵便料金の割引を受けられる制度を悪用した事件で、自称障害者団体「凜の会」のために部下に命じて同行使罪に問われていた。

この事件では、大手家電量販店や印刷・通販会社が

「凜の会」の機関誌を装ったダイレクトメールを送り、多額の郵便料金を不正に免れていた。その際に使われた証明書は、「凜の会」から頼まれて、上村勉・厚労省元係長が作成したものだった。だが大阪地検特捜部は「凜の会」の倉沢邦夫元議員が、以前石井一参議院議員の秘書だったことから、石井氏の口添えがあつて、厚労省が組織的に偽造をした、とみた。上司から指示した、というストーリーが組み立てられた。

しかし、検察側がその筋書きを立証するために送り込んだ証人は、次々に捜査段階の供述調書とは異なる

厚生労働省

証言をし、証拠請求した重要証人の供述調書の多くは裁判所に退けられた。

村木元局長

偽造の実行犯である上村元係長だ。調書では村木さんが、部下の上村元係長に指示があったと認めていたが、検察側証人として出廷した法廷では「私が一人で(厚労省の)誰にも相談せずにやった」と証言。パソコンで偽造した証明書に、村木さんの公印を押し

た、と明かした。だが、担当の國井弘樹検事にいくら本当のことを言つても調書にしてもらえず、やむなく検察側のストーリー通りに作成された調書にサインをした、と取り調べの経緯を語った。

法廷を傍聴していた私は、いかにも気の弱そうな

2010.9.16

週刊文春

認めさせた國井検事。どうしても検察側ストーリーを受け入れない村木さんに、『実績』のある検事を当たらしい。

國井検事は思い込みが激しい人だった、と村木さんは言う。ノンキャリアの役人は常にキャリアと対立しており、役所は国会議員からの依頼はすべて受け入れ、議員が役所に紹介してくれる团体はろくでもないところばかりだ、という前提で供述を求めた。あまりに村木さんの実体験とかけ離れていた。

村木さんは手帳と業務日誌で、自分の仕事を細かく記録している。そこには、当時の与党の大物議員から「この団体に補助金をつけてくれ」と頼まれ、断つたことも記載されていた。それを元に役所での仕事の方を話し、「証明書の場合には、民間の人々が訪ねて来ようが、議員さん経由で来ようが、やることは同じなんですね」と説明しても、國井検事は納得しなかった。『そんなはずはない。議員から頼まれたからやるんで

あつて、そうでなければやるはずない』の一点張り。役所では議員から頼まれれば違法なことでもやる、と信じ込んでいるようだった。

村木さんは、「法務省や検察庁は、そういう仕事のやり方をしているのでしょうか」といぶかしむ。

國井検事とは、まともな会話が成立しなかつた。村木さんはできる限り下を向いて、ハンカチを握りしめながらひたすら耐えるしかなかつた。

検察が、こんな無理な捜査をしても村木さんを逮捕した理由を、地元大阪の記者は次のように語る。

「大阪地検は、東京地検への対抗心から、中央官庁の官僚、あるいは国会議員を逮捕したいと躍起になつていた。今回の事件では、政治家が逮捕できるという期待もありましたから」

捜査対象の政治家として名前が挙がった石井氏は、一部のメディアで事件への関与を実名で報じられた。しかし証人として法廷に呼ばれた同氏は、一切の疑惑を否定。それどころか、検察

側が、倉沢元会長が石井氏に依頼をしたとしている日には、ゴルフに行つていたことを明らかにした。石井氏の手帳、ゴルフ場への照会で、証言は裏付けられた。

検察側が、石井氏に事情を聞いたのは、村木さんを訴訟して二ヵ月以上経つてから。その際、石井氏は手帳を持参していたのに、倉沢氏から依頼があつたとされる日に何をしていたのか確認しようとさえしなかつた。

そんな杜撰な捜査でも、供述調書さえ取つてしまえば、裁判で有罪に持ち込め——この検察の『自信』は、これまでの様々な事件で、裁判所が検察の調書をすんなり証拠採用し、有罪判決を勝ち取ってきた、という経験から生まれているのだろう。

ところが今回の事件では、検察側の証言を尋ね、「供述の信用性を担保するため、メモは残しておくべきだったのではないか」と詰問する場面もあつた。

こういう検察側にも、無罪判決が出れば控訴をして、最終判断を先送りする権限が残されている。そうなれば、村木さんの職場復帰、社会復帰は、さらに遅延される。

自らの面子のために、村木さんをさらに被告人席に座らせるようなことになれば、次女ら家族の苦しみもさらには引き延ばされる。

これでは、検察は多くの国民の信頼を失うだけだ。潔く負けを認め、今回の失敗の原因を自ら検証し、反省をすることで、信頼回復を目指してもらいたい。

次号9月23日からは民主党代表選を詳報——9月16日(木)発売定価350円です